

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

第7期介護保険事業計画に記載の内容				H30年度（年度末実績）		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	課題と対応策
②	2025年に向け、介護保険サービス利用者の増加が見込まれるなか、介護保険サービス事業者の適正なサービス提供およびサービスの質の向上をはかる必要がある。 現在、鯖江市では、市内の通所系・施設系サービス事業所に対して第三者評価を実施しているが、訪問系サービス事業所に対しては行っていない。	介護事業者への第三者評価実施	訪問系介護事業所への第三者評価実施箇所数 (H29) (H30) (H31) (H32) 実施箇所数 0 0 1 3	訪問系介護事業所への第三者評価実施箇所数(H31.3月末):0回 ※平成31年度に介護保険利用者擁護委員会内で評価指標、項目等検討予定	△	訪問系サービス事業所に対して第三者評価を実施するためには、利用者擁護委員会内で評価項目や評価指標について作成する必要がある。 今後、委員会内で評価指標について検討し、訪問系サービス事業所への第三者評価実施へとつなげていく必要がある。
②	市内の居宅介護事業所数が増加傾向にあるなか、均質かつ適正な介護サービスの提供を確保するため、ケアプランの点検を定期的に実施する必要がある。	ケアプラン点検の実施	ケアプラン点検の実施箇所数 (H29) (H30) (H31) (H32) 参加者数 10 10 20 20	ケアプラン点検の実施実施回数(H31.3月末):71回(うち訪問点検 20回)	◎	市内全居宅介護事業所に対して実施することに加え、居宅サービス事業所に対してもケアマネジメントプロセスを踏まえ、自立支援に資する適正なサービスについて指導していく必要がある。 今後主任ケアマネとケアマネの訪問による検証確認をするとともに、書面、面接による検証確認も平行して実施していく必要がある。